

令和7年4月30日

木津川市議会議長 長岡 一夫 様

木津川市議会議員 山本しのぶ

令和7年度政務活動費に係る収支報告について

木津川市議会政務活動費の交付に関する条例第8条第1項の規定により、  
別紙のとおり令和7年度政務活動費収支報告書を提出します。

別紙

令和7年度政務活動費収支報告書

木津川市議会議員

1 収入

政務活動費 10,000 円

2 支出

(単位：円)

科目	支出額	備考
調査研究費		
研修・会議費	11,080円 /	市町村議員特別 セミナー他参加
広聴費		
要請・陳情活動費		
資料作成費		
資料購入費		
事務費	275円 /	振込手数料
合計	11,355円 /	

3 残額

0 円

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

○支出

(単位：円)

科 目	使 途 項 目	支 出 額	支 出 内 容
調査研究費			
	調査委託費		
	交 通 費		
	宿 泊 費		
	自動車借上料		
	使 用 料		
研修・会議費		11,080 円	
	会 場 費		
	機材借上費		
	講 師 謝 金		
	会 費	5,900 円	市町村議員特別セミナー等
	交 通 費	5,180 円	研修参加に伴う交通費
	宿 泊 費		
	茶菓子代等		
広 聴 費			
	会 場 費		
	機材借上費		
要請・陳情活動費			
	印刷製本費		
	交 通 費		
	宿 泊 費		
資料作成費			
	印刷製本費		
	原 稿 料		
	委 託 料		
資料購入費			
	書籍購入代		
事 務 費		275 円	
	事務用品購入費		
	備品購入費		
	事務機器賃借料	275 円	振込手数料
	通 信 費		
合 計		11,355 円	



項目別集計表

科目番号	科目名			
7	資料作成費			
年月日	内 容	支 払 額 (充当額)	備 考	整理番号
R7.4.21	研修料金振込手数料	275 円	✓	2-4
合 計		275 円		

科目番号 1 : 調査研究費    2 : 研修・会議費    3 : 広聴費    4 : 要請・陳情活動費  
 5 : 資料作成費    6 : 資料購入費    7 : 事務費

## 領収書等貼付用紙

整理番号	2-1		
支出年度	令和 7 年度	支出年月日	令和 7 年 4 月 17 日
科目 ※該当する項目一つに□ して下さい。	<input type="checkbox"/> 1 : 調査研究費 <input checked="" type="checkbox"/> 2 : 研修・会議費 <input type="checkbox"/> 3 : 広聴費 <input type="checkbox"/> 4 : 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 5 : 資料作成費 <input type="checkbox"/> 6 : 資料購入費 <input type="checkbox"/> 7 : 事務費		
政務活動費金額	1,000 円		
<b>【領収書等証拠書類貼付】</b> 第 134 回近畿市民派議員学習交流会 (4 月 17 日)			

## 領 収 書

山本

御中

No.

発行日 令和 7 年 4 月 17 日

金額	¥1,000-	(税込)
----	---------	------

但 第134回近畿市民派議員学習交流会「橿原市今井町」講師謝金・ZOOM運営費・印刷費の分担金として  
上記正に領収いたしました。



内 訳 \_\_\_\_\_  
 税抜金額 \_\_\_\_\_  
 消費税等 \_\_\_\_\_

第134回近畿市民派議員学習交流会 担当  
 〒634-0812  
 奈良県橿原市今井町2-5-2  
 奥田

TEL

FAX

※重ねないで裏面をのり付けしてください。

## 旅 費 明 細 書

議員名	山本しのぶ		整理 番号	2-2	
要 務 先	今井まちなみ交流センター「花薔」				
実 施 日	令和7年4月17日 ～ 令和7年4月17日				
目 的 (研修内容)	中世の姿を残す今井町の再生に学ぶ～空き家対策・電線地中化に人の力				
月 日	発 着	路 程	運 賃	特別料金	領収書番号 (無い場合は理由)
4月17日	高の原～八木西口	24.3 km	530 円 ( 円)	円 ( 円)	券売機で 購入
4月17日	八木西口～高の原	24.3 km	530 円 ( 円)	円 ( 円)	券売機で 購入
	～	km	円 ( 円)	円 ( 円)	
	～	km	円 ( 円)	円 ( 円)	
	～	km	円 ( 円)	円 ( 円)	
	小 計		1,060 円 ( 円)	円 ( 円)	
	合 計			1,060 円 ( 円)	
備 考					

※ ( )は1人当たりの料金

別紙 7 (研修・会議費)

## 研 修 会 等 報 告 書

令和 7 年 4 月 28 日

木津川市議会議長 長岡 一夫 様

会 派 名 無会派  
会派代表者  
又は  
議 員 名 山本しのぶ

日 時	令和 7 年 4 月 17 日 (木) 10 時 00 分～令和 7 年 4 月 17 日 (木) 16 時 00 分
研修等内容	中世の姿を残す今井町の再生に学ぶ～空き家対策・電線地中化に人の力
会 場	今井まちなみ交流センター「華薨」
参加者氏名	山本しのぶ
報告内容	<p>奈良盆地南部に位置する橿原市今井町は、中世末期に寺内町として成立し、江戸中期までに南大和地方における商業の中心地として発展した。旧環濠で囲まれた保存地区は、中世末期の寺内町形成か近世の在郷町へと発展する市街地形態が良く残っている。近世から近代の高いかつ優れた意匠の町屋を中心に、高密度の歴史的市街地となっている「伝統的建造物群保存地区」である。</p> <p>昭和 43 年に「今井町を保存する会」が設立。初期の街並み保存活動が始まる。</p> <p>昭和 50 年に「伝統的建造物群保存地区制度」ができる。</p> <p>昭和 60 年に「総合調査対策協議会」設置</p> <p>昭和 61 年 アンケート調査の結果、閑静な住宅地を前提とした保存を目指す (基本方向)</p> <p>昭和 63 年 「総合調査対策協議会」を「今井町街並み保存会」に名称</p>

変更、住民自身による街並み保存活動を目指す。

平成 2 年 保存地区再考を求める「今井町街並み保存を再考する会」結成。自分の家でありながら自分の家でない。建築等に許可が必要になる。条例に罰則規定があるということから反対の住民も出て来ました。

平成 4 年 「今井町街並み保存住民審議会」の発足

条例によって法的に設置される今井町保存審議会（学識者、行政、住民代表で構成される）にまかすのではなく、住民の参加する住民による審議会を設置することが必要との方向性が出された。樞原市も、住民審議会の意見を尊重することとした。

平成 4 年 市条例による審議会が伝建地区指定を答申。

平成 5 年 都市計画審議会で、で重伝建の選定。

平成 16 年度の調査で 空き家・空地の現状を確認

平成 17 年「今井まちなみ再生ネットワーク」成立

空き家バンク橋渡し事業を開始。

空き家利活用のためのサブリース事業（国交省 まちづくり交付金の利用）NPO 法人が空き家・空地を所有者から借り、伝統的様式を活かしながら、現代生活の器としての機能を持たせた修理・改造を行い、その後、今井に住みたい・活用したいと思っているユーザに転貸することにより、空き家の利活用を促進し、今井町の活性に寄与する。

《わたしの考え》

今井町の歴史的町並みは、まち全体としての統一感がありとても美しいです。その統一された美しさを維持するために、新築であっても、道路から見える部分は隣の家と同様のデザインの格子の窓や瓦を使い統一された歴史的町並みを守っていました。地区内の建物を修理・修繕・新築等を行う場合は、事業主に対して間接補助事業を実施。ここ 10 年で空き家や空き地が減少、若い人たちが移住して来られています。

それは、平成 17 年に設立された今井まちなみ再生ネットワークの活動の効果が大きい。ネットワークでは、ハード面だけでなくソフト面のルールづくりも大切に活動されています。さらに伝統的な町並みを再現するために、電柱の地中化も進んでいました。

また、古い町屋を改修、新築した木造住宅が密集する地域ですので、火災の延焼を防ぐために、防火水槽を完備、家の軒先には、ここかしこに消火用ホースや消火器が設置されていました。なお、ホースや消火器、エアコン室外機が目立たないように、格子の囲いをするなどの工夫がさ

れていました。

今井町の再生の成功は、条例によって法的に設置される今井町保存審議会（学識者、行政、住民代表で構成される）にまかすのではなく、住民の参加する住民による審議会を設置することが必要との方向性が出されたこと。橿原市も、住民審議会の意見を尊重することとした点。すなわち、まちづくりにおける「住民の参加参画の重要性」を改めて認識した学びでした。

# 今井町

歴史的町並み

Historic Town



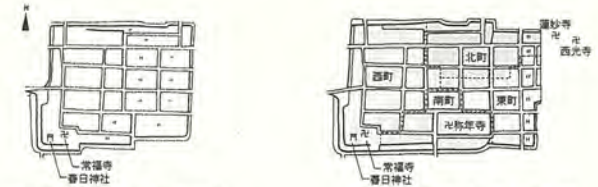
檀原市教育委員会

寺内今井の誕生  
Origin of Imai-cho

「今井」が初めて文献上登場しますのは、興福寺一乗院文書で、至徳3年(1386)、興福寺の荘園としてです。

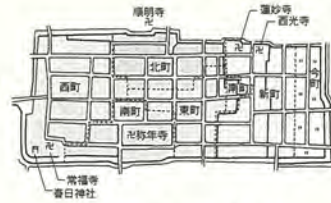
室町時代の後期には、この付近に一向宗(浄土真宗)の道場(後の称念寺)ができ始め、旧勢力に何回か焼き払われますが、天分年間(1532~55)頃には、寺内が誕生していたと考えられています。

During the latter half on the Muromachi Era(1333-1568), the Ikko Sub-sect of the *Jodo Shin* Sect of Buddhism erected a hall in Imai for ascetic practices(now Shonenji Temple). Although the hall was burned down several times on orders from Kofukuji Temple, it was rebuilt each time. By the Temmon Period(1532-1555), a *jinai-cho*(a town within the precincts of a temple) had already formed around the hall.



①今井庄環濠集落 (天文以前) ~1532

②今井寺内成立 (天文~天正 2) 1532~1574



③南町飛地・新町・今町成立 (天正 11~文禄 4 年頃) 1583~1595



④北辺街地成立 (~慶長 12 年) ~1607

今井町の移り変わり (development of Imai-cho)

市街地の形態  
Town Configuration

寺内町今井は、中世の環濠集落を母体とし、天文年間には東西南北の四町ができ、その後、新町、今町が整い、文禄検地の頃には、六町が成立していました。周囲に堀(約3間)及び土居をめぐらし、九つの門がありました。

During the Temmon Period, Imai's *jinai-cho* comprised East, West South and North Districts. Two additional districts (the Shimomachi and Imamachi Districts) then developed before the Bunroku Period(1592-1595). At that time, the town was surrounded by a moat(about 5.5m wide)and mounds with nine gates.



石山戦争と今井  
Ishiyama Uprising and Imai



寺内町分布 (map jinai-cho)

元龜元年(1570)大阪石山本願寺は、織田信長軍に攻撃を開始します。今井では今井兵部のもと、町を武装化し参戦しましたが、天正3年(1575)に織田信長から赦免されています。その後、武装を解除して在郷町として発展をみます。

In 1570, Ishiyama Honganji Temple in Osaka began attacking the army of Oda Nobunaga, one of the strongest feudal lords. Under the leadership of Imai Hyobu, residents of Imai participated in the uprising. In 1575, however, Imai's leaders decided to surrender to Nobunaga's army. After disarming itself, Imai began to develop as a rural town.

寺内町とは、

中世の終わり頃、浄土真宗本願寺派などの寺院の境内地にきずかれた集落で、寺院の四周に堀をめぐらせ、土居をきすしているのが特徴です。当時は、裁判や諸公事などで独自に町を運営していました。税制面などの経済的特権が認められて、多くの庶民が移り住みました。

The *jinai-cho*, towns within the precincts of temples, especially those belonging to the *Jodo Shin* Sect of Buddhism, were usually surrounded by a moat and mounds. During the latter half of the 15th century, when such towns developed, the *jinai-cho* enjoyed autonomy with regard to legal and political affairs.

一向宗とは、

鎌倉時代、親鸞聖人が開いた「浄土真宗」の教えを受け継ぐ宋派。親鸞の没後、八世法主蓮如上人の時、庶民層にもわかりやすく教えを説き、信者がふえました。大阪石山本願寺を中心に広い範囲に拡がりました。

A Buddhist sub-sect based on the doctrine of *Jodo shin* Sect was founded by Priest Shinran(1173-1263). After the founder's death, the 8th head abbot, Rennyo(1415-1499), increased numbers of adherents particularly around Osaka's Ishiyama Honganji Temple.



織田信長今井郷惣中宛赦免状 (letter from Oda Nobunaga)

自治都市・今井

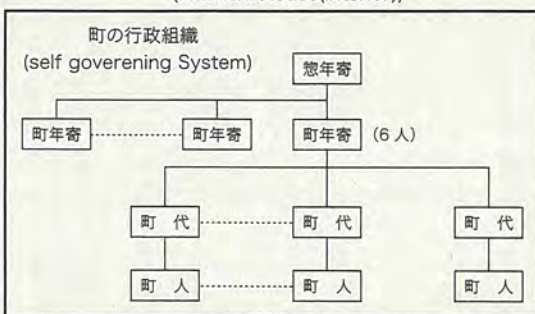
Imai as a self-governing Town

江戸時代の今井は、幕藩体制下で、郡山藩等に入ったことありますが、約180年間は天領でした。しかしながら、自治の気風は強く、大幅な自治的特権が許されていました。町政は、今西、尾崎、上田氏の惣年寄を中心に組織され、司法・警察権の一部を握っていました。また、町民自らが「町掟」を定めて社会のルールをつくっていました。

During the Edo Era(1603-1868), Imai was governed directly by the Shogunate Government for 180 years. Owing to the town's inherited spirit of autonomy, however, Imai's citizens were granted a considerable degree of self-government. Senior town officials, who had some judicial and police powers, came from the Imanishi, Ozaki, and Ueda families, and the town's regulations were determined by residents.



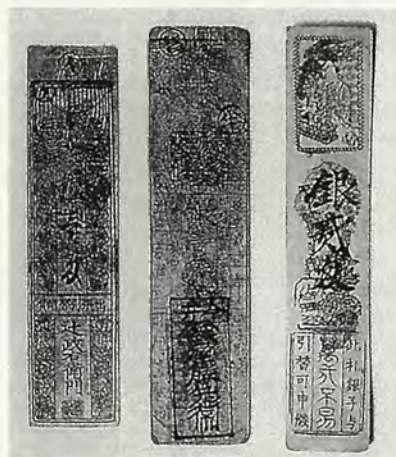
今西家内部 (広い土間では簡単な裁きが行われた)  
(Imanishi House(interior))



惣年寄旗 (上田家蔵)  
(frag of Ueda)

商業都市・今井

Imai as a Commercial Town



今井には、近在から多くの商人が移り住み、あらゆる商売が行われ、なかでも繰綿・古手・木綿を中心におおいに栄えました。その中から豊かな財力を貯えたものも出て、両替商を営み、大名にも金銀を貸すものもあらわれました。寛永11年(1634)には「今井札」の発行が幕府から許可されたほどでした。このように最盛期のにぎわいは、いくつかの俚謡や民謡からもうかがわれます。

「大和の金は今井に七分」

Imai attracted many merchants dealing in a wide variety of products, particularly unrefined and refined cotton, and secondhand articles. Some merchants became extremely wealthy and began lending money even to feudal lords. In 1634, the Shogunate Government allowed Imai to issue paper money. A popular song of the time said that in Imai, you could find 70% of all Yamato's money. (The former Yamato province is now Nara Prefecture.)

銀札 (銀1匁) 今井札 (銀1匁) 銀札 (銀2匁) (Imai paper money)

今井の文化

Resident's Daily Lives and Culuture



秋祭りのだんじり (かつての産土宮祭)  
(magnificent floats)

江戸時代初めには、家数千軒、人口4千に達する程の繁栄をみましたが、町民は、町掟等によって自らを規制して窮屈な生活を送っていました。特に、火災については厳しく定められていました。日待講や地蔵講などの宗教行事は、唯一の楽しみでした。特に氏神春日神社の祭礼での「だんじり」は豪快なものでした。町衆文化も発達し、茶道、華道、能楽、琴、書道、和歌などが盛んでした。

In the beginning of Edo Era, Imai flourished. Having thousands of households (population of 4,000). Despite their economic prosperty, Imai's residents imposed strict rules on their daily activities, and led simple and frugal lives. Particularly strict rules were imposed in order to prevent fires. Residents worked hard throughout the year, except for religious event days, (the festival of Kasuga Shrine, When magnificent floats were brought out.) Wealthy merchants enjoyed tea ceremony, flower arrangement, and so on.

今井町年中行事 (江戸時代・旧暦)

報恩講	報恩講	恵美須き	産土宮祭	地蔵祭	役行者会	観音会	聖徳太子御忌	恵美須初市
南御坊称念寺	北御坊順明寺	諸高用店筆文私	常福寺境内	安井町々二	常福寺	常福寺	西光寺	常福寺境内
十月十三日	十一月八日ヨリ	十月十九、廿日	例年九月廿五日、廿六日 村より檀越引物夥数有之	六月廿三、廿四日	六月七日	三月十八日	例年餅まき等修行有之	正月八日祝儀商内として立つ、参詣の群集難を立つるの寸地なし、寅二月廿二日

今井町明細記 (原文) より抜粋  
(Imai's event list)

今井の町家  
Merchant's Houses in Imai

今井町の伝統的様式の町家は、切妻造、平入、前後庇付本瓦葺（または、棧瓦葺）が基本です。内部は、片側を通り土間とし、片側は床上の居室部となっています。正面からみると、出入口を大戸構えとし、前面に様々な意匠の格子をはめ、上方「つし二階」にはむしこ窓をあけています。

現在でも、伝統的な町家が6割を占め、そのうち6割が独立型、4割が連続型で人々がすんでいます。

今西家をはじめ、9件が重要文化財、3件が県指定文化財、6件が市指定文化財になっています。

A typical merchant's house in Imai features a gabled, tiled roof with eaves on both sides, running parallel to the street. The house is roughly divided into two sections: a "doma," which had a compacted earthen floor, on one side, and rooms with walls on the other side. Viewed from the Street, the house has doors and windows with elaborate lattice designs, and "mushiko" window.

Today, 60% of the house in Imai-Cho are traditional merchant's houses; of them, 60% are separate houses, and 40% are terrace houses, both used as dwellings. Nine traditional houses, including the Imanishi residence, are designated Important Cultural Properties by the national government; three are prefectural cultural properties; and six are municipal cultural properties.

町並みの表情・意匠  
Architectural Designs

掟や御触れなどで、町家の造りは、厳しい規制がありました。町民たちは、その中で個性的なデザインを生み出しました。屋根の煙出し、鬼瓦、むしこ窓、壁面の意匠、「しもみせ・みせのま・みせおく」前面の様々な格子、出格子、駒つなぎ等、町民の美意識を感じます。

Since strict regulations controlled architecture in Imai, residents demonstrated their aesthetic sense by elaborating the design of such details as smoke-exhaust windows on roofs, ridge-end tiles with a gargoyle like design, "mushiko" windows, wall designs, various kinds of latticing in windows and doors, and house hitching-rings.



壁面の意匠 (wall designs) 煙出し (smoke-exhaust) むしこ窓 (mushiko-window) 太格子 (しもみせ) (lattice) 出格子窓 (lattice-window) 細格子 (みせのま) (lattice)

都市化との共存  
Preservation Movement

今井町で町並みを守る運動がおきたのは、昭和30年頃です。昭和40年代には、全国的に大きな流れの中で、今井にも住民組織が結成されました。昭和50年～60年代には、住民と行政が一体となって、今井町のまちづくりの視点で調査や話し合いをくりかえすとともに、建物の修理、修景補助事業や歴史を生かした道路整備を実施しました。また、各種イベントや地道な活動により、平成5年には、重要伝統的建造物群保存地区に選定され、歴史的な町並みを生かした「まちづくり」を進めています。

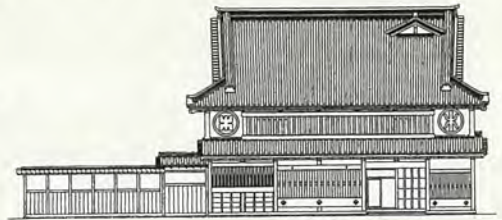
Around 1955, town preservation campaigns arose in Imai-cho. After 1965, residents began forming grassroots organizations to this end. Between 1975 and 1988, the town administration held discussions with residents, and launched such projects as architectural restoration, landscape enhancement, and the construction of roads emphasizing the historical landscape. In 1993, Imai-cho was determined a Preservation District for Groups of Historic Buildings, as a result of various grassroots activities and related events.



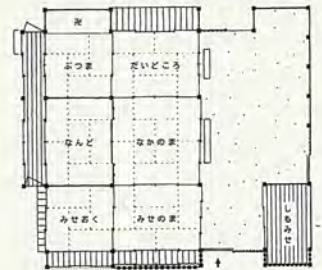
▲修理前 (before)



▲修理後 (after)

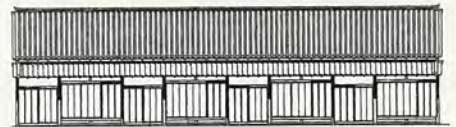


主屋及び築塀 立面図

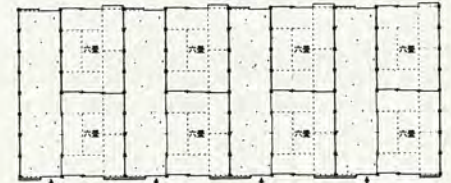


主屋 一階平面図

独立建 (separate house type)

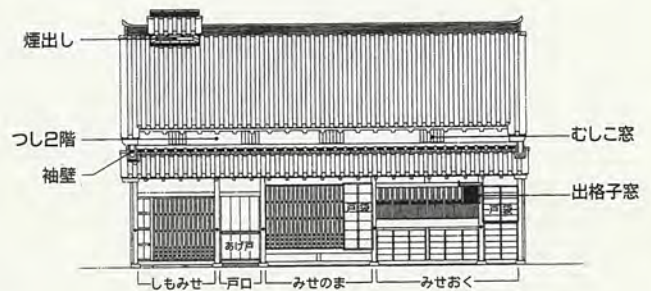


立面図



平面図

連続建 (terrace house type)



煙出し

つし二階

袖壁

むしこ窓

出格子窓

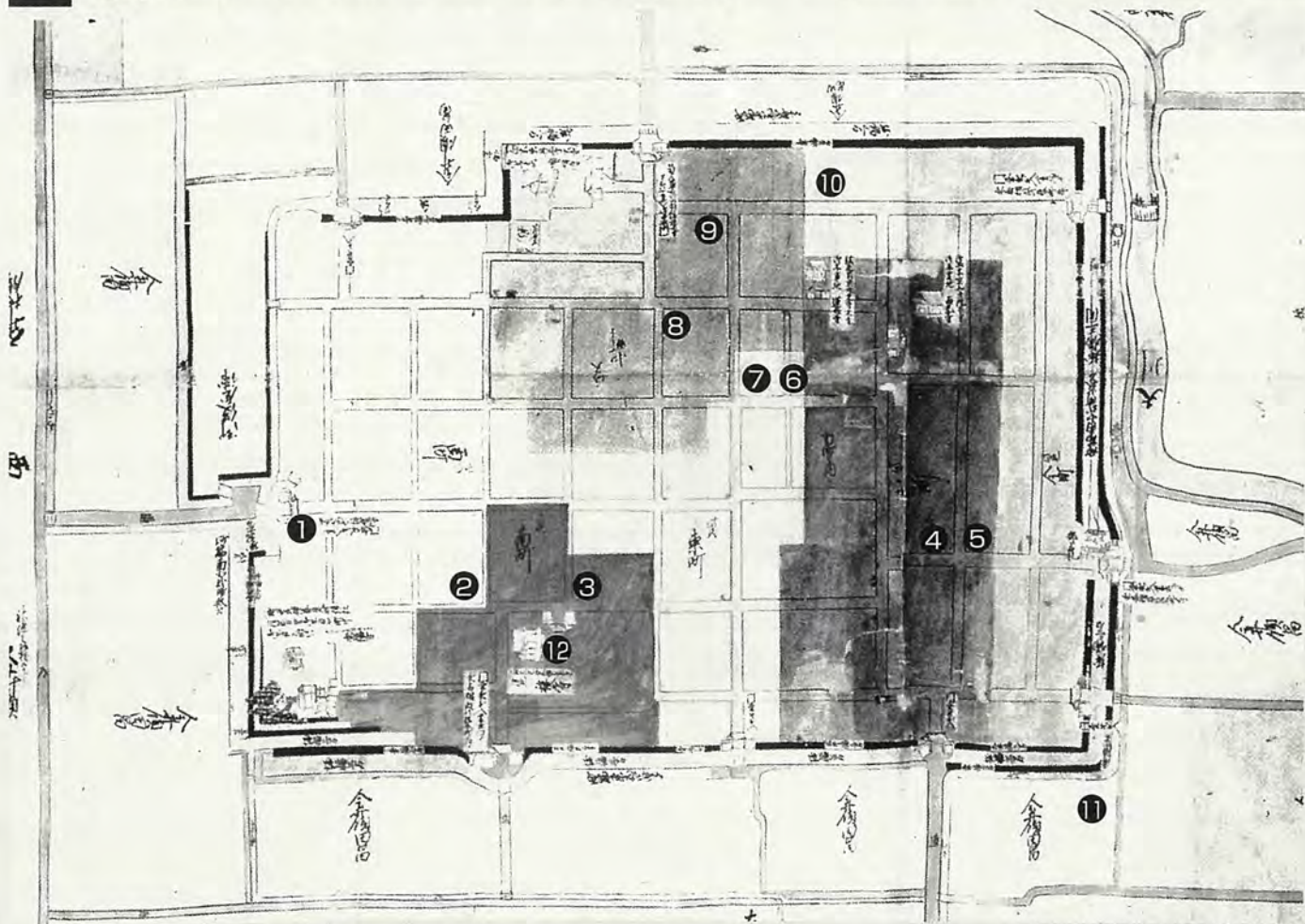
しもみせ

戸口

みせのま

みせおく

町並みの核となる建築物 important Architecture



今井町古絵図 (17世紀末頃)

①今西家住宅 The Imanishi Residence

今井町の西端にあり、惣年寄の筆頭をつとめていた家です。慶安3年(1650)に建てられた民家ですが、城郭のような構造で別名「八つ棟造り」とよばれている豪壮な建物です。

②豊田家住宅 The Toyoda Residence

旧は、木材商「西の木屋」牧村家の所有で、幕末には大名貸しを行い藩の蔵元等をつとめていた豪商です。建物は寛文2年(1662)に建設されたもので、今西家住宅と並び、今井町における上層町屋の好例です。

③中橋家住宅 The Nakahashi Residence

称念寺の筋向かいにあり、屋号を「米彦」といい江戸時代は米屋を営んでいました。主屋は、18世紀後半頃に建てられた平屋建の町家でしたが19世紀初頭頃、正面通りに「つし二階」が増築されました。

④河合家住宅 The Kawai Residence

江戸時代初期頃、上品寺村より移住し、古くより「上品寺屋」の屋号で酒造業を営んでいます。18世紀中ごろに建てられた早い時期の二階建町家で二階に座敷等が設けられており、豪商の片鱗がうかがえる建物です。

⑤高木家住宅 The Takagi Residence

19世紀初頭頃「四条屋」より分家し「大東の四条屋」の屋号で、酒造業等を営んでいました。発達した二階建て、一階、二階共2列6室型の部屋となっています。また正面通りの格子の精彩さ等、幕末期の上層町家の好例です。

⑥旧米谷家住宅 The Former Kometani Residence

「米忠」の屋号をもち、広く金物商を営んでいました。18世紀中頃の建物で、後に、内蔵や蔵前座敷を増築しました。主屋は他家と異なり、5室型で農家風のイメージが強い建物です。

⑦音村家住宅 The Tomura Residence

「細九」の屋号で金物問屋を営んでいました。17世紀後半頃主屋を建て、後主屋西北部に「つのだしき」を増築し、19世紀中頃、西側に座敷が追加されました。当家は時代の情勢にあわせて逐次増築されているのが特徴です。

⑧上田家住宅 The Ueda Residence

今西家・尾崎家と並び惣年寄りをつとめていました。主屋は祈祷札から延享元年(1744)頃の建築とみられます。入口を西側に設け屋根も他家と異なります。内部も惣年寄の特権からか装飾的な要素が多いです。

⑨旧上田家住宅(丸田家住宅) The Old Ueda Residence (The Maruta Residence)

旧は上田家で「壺八」の屋号をもち、肥料商その他の商いをしていました。主屋は文化2年(1805)の再建ですが、他の建物は約50年程遡ります。当家は狭い敷地に多くの建物を配置し、一般商屋の屋敷構成を知ることができます。

⑩山尾家住宅 The Yamao Residence

十市群新堂村より移住したと伝えられる「新堂屋」の屋号で、幕末には町年寄をつとめた大商家です。広い敷地に、数多く建物が道路に面して建ち、町並み景観の一翼を担っている建物です。

⑪旧高市郡教育博物館 The Takami District Education Museum

明治36年(1903)建てられた社会教育施設です。昭和4年より今井町役場として長く使用されていました。修理にあたり旧状に復元し、今井まちなみ交流センター華薈として再生しました。

⑫称念寺本堂 The main Syounenji temple

今井町は、称念寺の境内地として発達した「寺内町」です。建物は、江戸時代初期に再建された大規模な浄土真宗本堂です。後の改修はありますが、当初の特徴をよく残した建物です。

## MEMO

年代	できごと
12～13世紀	高市郡今井庄が成立する。
至徳 3年(1386)	興福寺領今井庄が文献にはじめて表われる。
明応 8年(1499)	浄土真宗今井道場の存在が確認される。
天文年間 (1532～1555)	東・西・南・北4町から成る今井寺内町が成立する。
元龜 元年(1570)	石山合戦がはじまり、今井も本願寺に同調か。
天正 3年(1575)	今井郷民、信長軍に降伏する。
文祿 4年(1595)	太閤検地で今井村と記され、計六町を数える。 一寺内町の性格を残す。 *家持466人 屋敷筆数522 (人口4,000人 家数1,200軒前後、と伝える)
慶長 5年(1600)	関ヶ原合戦後、一時幕府の天領となる。
元和 7年(1621)	今井兵部が今井の支配を命じられる。 今西・尾崎両氏が惣年寄に指名される。
寛永 11年(1634)	銀札(今井札)発行を許される。
16年(1639)	惣年寄役に新たに上田氏を加える。
延宝 7年(1679)	再び天領となる。一今井最盛期。 *人口4,000人 家数1,082軒
元禄 10年(1697)	この頃、金融業を営み大名貸しをする者が多くなる。
元文 5年(1740)	重税のため町民困窮し、この頃から戸口減少、 町内に空き地が目立ち始める。一今井衰退の兆し。 *人口3,786人 家数924軒
享和 4年(1804)	*人口2,795人 家数797軒
安政 元年(1854)	東海道、東山道等大地震。
明治 2年(1869)	版籍奉還、高知県に属する。
4年(1871)	奈良県に属する。惣年寄今西氏が引き続き、市中取り締まりを命じられる。
10年(1877)	明治天皇が今井へ行幸される。(称念寺行在所)
22年(1889)	小綱と併せ今井町となる。
昭和 2年(1927)	奥丹後大地震。
9年(1934)	室戸台風。
11年(1937)	二上地震。
30年(1955)	東京大学による町家調査が行われる。
32年(1957)	今西家が重要文化財に指定される。「今井町史刊行」
36年(1961)	第二室戸台風。
47年(1972)	旧米谷家・高木家・音村家・中橋家・豊田家・上田家が 重要文化財に指定される。
51年(1976)	河合家が重要文化財に指定される。
56年(1981)	吉村家(旧上田家)が県文化財に指定される。
60年(1985)	山尾家が県文化財に指定される。
平成 2年(1990)	旧高市郡教育博物館(現今井まちなみ交流センター華臺)県文化財に指定、 同館内に今井町並み保存対策準備室を開設する。
5年(1993)	今井町まちなみシンポジウムを開催する。 重要伝統的建造物群保存地区に選定される。(12月8日)
7年(1995)	阪神、淡路大震災起こる。
9年(1997)	全国伝統的建造物群保存地区協議会が開催される。
10年(1998)	今井町フォーラムを開催する。台風7号が家屋に大きな被害を残す。
11年(1999)	「災害に強いまちづくり」シンポジウムを開催する。
14年(2002)	称念寺本堂、重要文化財に指定される。
15年(2003)	全国町並みゼミ かしばら・今井大会を開催する。



## 旅 費 明 細 書

議員名	山本しのぶ		整理 番号	2-3	
要務先	近畿電電輸送株式会社				
実施日	令和7年 4月18日 ~ 令和7年 4月18日				
目的 (研修内容)	太陽光パネルリサイクル工場見学				
月 日	発 着	路 程	運 賃	特別料金	領収書番号 (無い場合は理由)
4月18日	木津駅～東福寺	33.6 km	590円 ( 円)	円 ( 円)	券売機で 購入
4月18日	東福寺～石清水八幡宮	14.3 km	320円 ( 円)	円 ( 円)	券売機で 購入
4月18日	石清水八幡宮～岩田南	7 km	280円 ( 円)	円 ( 円)	券売機で 購入
4月18日	岩田南～石清水八幡宮	7 km	280円 ( 円)	円 ( 円)	券売機で 購入
4月18日	石清水八幡宮～丹波橋	9.5 km	280円 ( 円)	円 ( 円)	券売機で 購入
4月18日	丹波橋～高の原	24.8 km	530円 ( 円)	円 ( 円)	券売機で 購入
	小 計		2,280円 ( 円)	円 ( 円)	
	合 計			2,280円 ( 円)	
備 考					

※ ( )は1人当たりの料金

別紙 7 (研修・会議費)

## 研 修 会 等 報 告 書

令和 7 年 4 月 28 日

木津川市議会議長 長岡 一夫 様

会 派 名 無会派  
会派代表者  
又は  
議 員 名 山本しのぶ

日 時	令和 7 年 4 月 18 日 (金) 14 時 00 分～令和 7 年 4 月 18 日 (金) 16 時 00 分
研修等内容	太陽光パネルリサイクル工場見学
会 場	近畿電電輸送株式会社
参加者氏名	山本しのぶ
報告内容	<p>太陽光パネルリサイクルの背景・課題</p> <p>太陽光発電設備は、エネルギー自給率の向上や、気候変動問題への対応の観点から、1990 年代から導入が開始されました。2012 年には固定買取価格制度 (FIT 制度) が開始され、導入量が急増し、これに伴い 2030 年代後半には FIT 制度の買取期間が終了した太陽電池モジュールの排出が本格化することが見込まれています。</p> <p>このような状況の下、太陽電池モジュールの延命や資源の有効利用の手段の一つとしてリユースの推進が期待されています。パネルに含まれる有害物質への懸念から、2017 年 2 月には中央環境審議において慎重な埋立処分の必要性が指摘。2017 年 9 月には、安全な埋立処分方法の提示やリサイクル制度導入に向けた検討の必要性について総務省が勧告。</p>

## 2024年 おひさまプロジェクト

### 下鴨幼稚園おひさまプロジェクト

#### 《設備概要》

- 太陽光発電システム 12.04kW
- 蓄電システム 7.04kWh
- EMS

### 吉祥院こども園 SUN☀️SUN SMILEプロジェクト

#### 《設備概要》

- 太陽光発電システム 15.48kW
- 蓄電システム 9.8kWh
- EMS

これまでの  
おひさま  
発電所

- 25ヶ所
- 総発電規模 205 kW  
(2023年4月現在)



《お問合せ》 市民再エネプロジェクト in 京都 事務局  
(認定NPO法人 きょうとグリーンファンド内)

〒600-8191

京都市下京区五条高倉角堺町21番地 事務機のウエダビル206

TEL/FAX (075)352-9150 E-mail: info@kyoto-gf.org

URL : <https://shiminsaiene.org/> (なるべくメールでお願いします)



# 市民再エネ プロジェクト in 京都

温暖化を防止するさまざまな活動を続けてきた団体が、市民共同発電所をさらに広げようと立ち上げたプロジェクトです。2050年カーボンニュートラルに向けて、再生可能エネルギーを、普及させるとともに気候災害に備えて地域の公共的な施設への設置を最優先して進めるために連携して取り組むことにしました。寄付集めや助成金申請のノウハウ、太陽光発電の設置経験や知識を持つ、非営利の団体が集まったプロジェクトです。皆様の太陽光発電設備設置をサポートします。

おひさま(市民共同)発電所設置希望の施設を募集中!

参加  
団体

NPO法人京都地球温暖化防止府民会議  
(京都府地球温暖化防止活動推進センター)

認定NPO法人気候ネットワーク

認定NPO法人環境市民

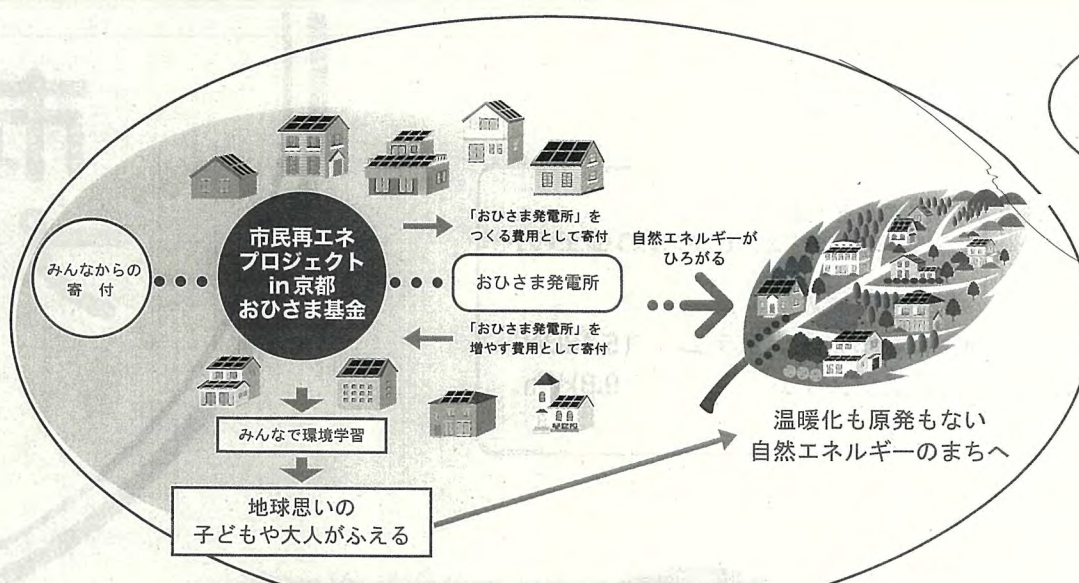
一般社団法人市民エネルギー京都

NPO法人エコネット近畿

認定NPO法人きょうとグリーンファンド



# みんなで作る 「おひさま発電所」



おひさま発電所の発電収益の一部が、次のおひさま発電所をつくるための基金になります。

## 市民再エネプロジェクト in 京都の仕組み

KCfCA 京都地球温暖化防止府民会議  
Kyoto Center for Climate Action

NPO法人京都地球温暖化防止府民会議は、京都府より「京都府地球温暖化防止活動推進センター」の指定を受けて京都府内の温暖化防止に向けた取り組みをサポートする組織です。センターは、多くの皆様とパートナーシップで「脱炭素型のステキな京都」の実現を目指し、京都府内の様々な脱炭素への活動を推進しています。



多様な自然環境を次世代に継承し、持続可能な社会の形成に向けた地域づくりを行う NPO、企業、行政等に対して、戦略的、総合的なサポートに関する事業を行い、環境活動の社会化、市民社会の実現を目指し市民ひとりひとりが持続可能で豊かな暮らしの実現に寄与することを目的としています。



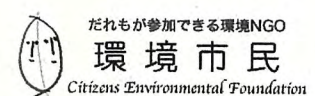
きょうとグリーンファンドは、CO2を排出しない太陽光発電設備「おひさま発電所」を24ヶ所設置してきました。2000年から活動を始め、地域の人たちで資金を出し合って太陽光発電所をつくる「おひさまプロジェクト」を進めてきました。これまでに保育園や幼稚園、障がい者の施設、いきいき市民活動センター、企業などに「おひさま発電所」がうまれていきます。



2013年から京都市施設の道の駅、まち美化事務所、小学校、また京都生協の2店舗に、市民の出資による太陽光発電所を6施設、延べ250kW運営しています。また出資者への地域の農産物による還元、小学校での「でんきの作り方」の授業、地域主体の再エネ施設づくりの支援を行っています。



気候ネットワークは、地球温暖化防止のために市民の立場から「提案 × 発信 × 行動」する NGO/NPO です。ひとりひとりの行動だけでなく、産業・経済、エネルギー、暮らし、地域等をふくめて社会全体を持続可能に「変える」ために、地球温暖化防止に関わる専門的な政策提言、情報発信とあわせて地域単位での地球温暖化対策モデルづくり、人材の養成・教育等に取り組んでいます。

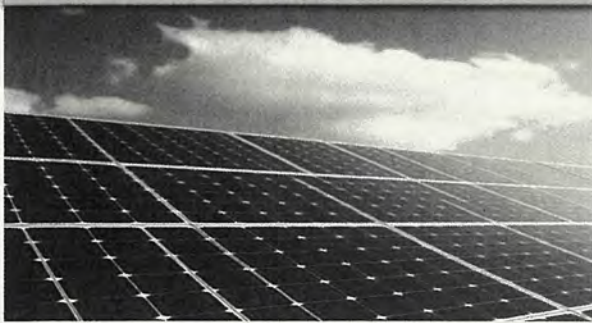


すべての生きもの・人々が、いつまでもいきいきと暮らせる社会・生活＝持続可能で豊かな社会・生活を目指しています。そこに住まう人々の暮らし、経済、まちづくりはどうあればよいのか、対話を通じて相互理解を深め、環境を大切に考えた選択と自ら率先して行動する人を増やし、パートナーシップやネットワーク活動をすすめていきます。

# 太陽光パネルの適正リサイクル

～解体からリサイクルまで～

太陽光パネル設置場所



廃棄パネル



運搬

八幡リサイクルセンタ



太陽光パネル解体機

## 解体



事前作業

手作業で太陽光パネルからジャンクションボックスを外します。



アルミ枠解体機

太陽光パネルのアルミ枠を解体機にセットし自動でアルミ枠を外します。



ガラス剥離機

2軸ローラーでガラスを破碎し、ガラスくずとバックシートに分離します。



ジャンクションボックス



アルミ



ガラスくず

バックシート

## リサイクル

銅

アルミ

ガラス

銀

## 二次製品製造

発泡ガラス



## 主な用途

水質浄化

防草対策

土壌改良

脱臭材

発泡ガラス製造炉

抑制剤、発泡剤を加え900℃～1,000℃の高温でガラスくずを焼成します。

有害物質アンチモンを無害化した多孔質の発泡ガラスが生成されます。 ※特許取得

# 発泡ガラス

ガラスリサイクル材

資源を有効利用し循環型社会の実現と未来の環境づくりに貢献します

## 発泡ガラスとは

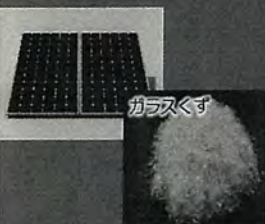
使われなくなった瓶ガラスや廃太陽光パネルのガラスを利用し製造されたりサイクル製品です。

## 製造方法

細かく砕いたガラスを高温で焼成し発泡させることにより、様々なサイズの孔を持つ発泡ガラスが生成されます。太陽光パネルには有害物質アンチモンが含まれており、無害化するため特許技術により製造します。

太陽光パネルのガラスに含まれている有害物質を無害化した製品です。

### 廃太陽光パネルガラス



### 廃瓶ガラス



## 主な用途

### 防草対策

太陽光を遮ることにより雑草が生えにくい環境に

### 水質浄化

孔に定着した微生物の力で有機物を分解し、水質を浄化

### 土壌改良

多孔質で保水性の向上により乾燥地を農地化

### 脱臭剤

孔に定着した微生物の力で悪臭の元となる有機物を分解し無臭化

## 防草対策事例

発泡ガラスの粒状と砂状の物を敷き詰めることで雑草が生えにくい環境を作ります。

実証実験

防草対策あり



防草対策なし



施工後1年半経過

施工事例(広島)

防草対策なし



防草対策あり



施工後5年経過

施工事例(鳥取)

防草対策あり



施工後7年経過



近畿電電輸送株式会社

〒572-0818

大阪府寝屋川市讃良西町6-23

<https://www.kdy.co.jp>

お問合せ 9:00 ~ 17:00 (平日)

TEL : 072-823-8578

MAIL : [info-denden@kdy.co.jp](mailto:info-denden@kdy.co.jp)



領収書等貼付用紙

整理番号	2-4		
支出年度	令和 7 年度	支出年月日	令和 7 年 4 月 21 日
科目 ※該当する項目一つに□ して下さい。	<input type="checkbox"/> 1 : 調査研究費 <input checked="" type="checkbox"/> 2 : 研修・会議費 <input type="checkbox"/> 3 : 広聴費 <input type="checkbox"/> 4 : 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 5 : 資料作成費 <input type="checkbox"/> 6 : 資料購入費 <input type="checkbox"/> 7 : 事務費		
政務活動費金額	4,900 円		

【領収書等証拠書類貼付】

令和 7 年度市町村議会議員研修第 1 回「防災と議員の役割」(4 月 24 日～4 月 25 日)

研修費 2,600 円

研修生活動費 2,300 円



**カードサービスご利用明細**

いつもご利用いただきありがとうございます。

お取引内容	取扱店	ご利用年月日
振替振込	690	07-04-21
お取引銀行	お取引店	口座番号
0162	0010	2317***
お取引	1万円(枚) 5千円(枚) 千円(枚)	硬貨円
現金内訳	*** **	*
お取扱時分	お取引金額	手数料
12:21	¥8,050	¥275
残高		おつり
		*

銀行使用欄

0213

ご案内またはお振込内容

滋賀銀行  
唐崎支店  
普通461158 サイ)セソコクツチヨウ  
ソクソクツウサイタソ サマ  
ヤマモト ソノフ サマ

772-07 600 865×6×1,000 KCS

裏面のご案内等もあわせてご覧ください。南都銀行

※重ねないで裏面をのり付けしてください。

## 旅 費 明 細 書

議員名	山本しのぶ		整理 番号	2-5	
要務先	全国市町村国際文化研修所				
実施日	令和7年 4月24日 ~ 令和7年 4月25日				
目的 (研修内容)					
月 日	発 着	路 程	運 賃	特別料金	領収書番号 (無い場合は理由)
4月24日	高の原~京都	30.8 km	680 円 ( 円)	円 ( 円)	券売機で 購入
4月24日	京都~唐崎	14 km	240 円 ( 円)	円 ( 円)	券売機で 購入
4月25日	唐崎~京都	14 km	240 円 ( 円)	円 ( 円)	券売機で 購入
4月25日	京都~高の原	30.8 km	680 円 ( 円)	円 ( 円)	券売機で 購入
	~	km	円 ( 円)	円 ( 円)	
	小 計		1,840 円 ( 円)	円 ( 円)	
	合 計			1,840 円 ( 円)	
備 考					

※ ( )は1人当たりの料金

全国研第80号  
令和7年3月21日

京都府 木津川市議会議長様

公益財団法人全国市町村研修財団  
全国市町村国際文化研修所  
学長 荻澤 滋  
滋賀県大津市唐崎二丁目13番1号  
登録番号 T6040005002305



研修受講決定兼請求書

先にお申込みいただきました貴所属議員の研修受講について、次のとおり決定しましたので、お知らせいたします。  
つきましては、以下の事項にご留意のうえ、所要の事務手続等についてよろしくお願  
いします。

氏名	山本 しのぶ
コース名	令和7年度市町村議会議員研修「2日間コース」第1回「防災と議員の役割」
研修期間	令和7年4月24日（木）～ 4月25日（金）

1 研修受講に要する経費の納入について  
下記金額を、指定期間内に指定口座に振り込んでください。

(1) 納入金額：8,050円  
<内訳> 研修費(@1,300) (課税10%分) 2,600円 ✓  
食費(課税10%分) 950円  
食費(不課税分) 2,200円  
研修生活動費(課税10%分) 2,300円 ✓ 4,900円

(2) 税区分による内訳：(課税10%分) 5,850円(内税 531円)  
(不課税分) 2,200円(内税 0円)

(3) 指定期間： 令和7年4月15日（火）～ 4月21日（月）

(4) 指定口座： 滋賀銀行 唐崎支店 普通No. 461158  
みずほ銀行 大津支店 普通No. 1705329  
名義人：ザイ センコクジョウリクケンシュウガ イダン  
センコクジョウリクケンカイブンケンシュウシヨ  
(公財) 全国市町村研修財団  
全国市町村国際文化研修所

注1) 振込依頼書の「ご依頼人氏名欄」は、必ず団体名を記入してください。  
注2) 貴団体からの振込通知書の送付は不要です。  
注3) 振込手数料は、貴団体で負担願います。

- 2 受講者に対する連絡指導について  
同封した以下の書類を受講者に渡していただき、受講者が必要な事前の準備を整え  
たうえ、所定の日時（令和7年4月24日 11:00～12:00）に研修所に入所するよう指  
導してください。
  - ・受講にあたっての留意事項（受講者用）
  - ・受講される皆さまへ
  - ・時間割
- 3 受講者を研修に専念させることについて  
研修期間中は、研修に専念していただくため、緊急の場合を除き、職務の都合によ  
り途中退所や一時帰庁するのはもちろんのこと、職務関連の電話連絡を受けることの  
ないよう、事前準備についてお伝えください。
- 4 研修所への利用交通機関について  
研修所は、JR湖西線・唐崎駅より徒歩3分です。唐崎駅には快速・新快速列車は  
停車しませんので、ご注意ください。  
所内の駐車スペースには限りがありますので、来所の際は、なるべく公共交通機関  
をご利用ください。なお、研修期間中は、休日を除いて車での外出はできません。
- 5 最終日の宿泊について  
最終日の宿泊はできませんので、当日帰れない場合は、別途宿泊場所の確保及び手  
当の支給等の用意をお願いします。  
最終日の研修終了時刻は、15:00頃です。
- 6 受講申込みの取消等について  
この受講決定通知受領後の受講申込みの取消（受講辞退）は、原則として認めませ  
ん。疾病その他真に止むを得ない事由により、受講が困難となった場合や受講者を変  
更しなければならないこととなった場合には、直ちにその旨を当研修所（教務部）に  
連絡してください。  
なお、受講辞退となった場合であっても、ご負担いただく経費（手配済物品の費用  
等）が発生することがあります。
- 7 途中退所について  
研修期間中、受講者に、他の受講者等に著しく迷惑を及ぼす行為、研修所の規律を  
乱す行為その他公務員としてふさわしくない行為が認められる場合は、貴職に通知し  
たうえで、退所を命ずることがあります。
- 8 感染症等への対応について  
当研修所では、マスクの着用については、個人の選択を尊重することとしていた  
すが、集団研修を実施している組織として、教室等の換気やアルコール消毒液の設置、  
受講者数に応じた配席の工夫など、可能な範囲で新型コロナウイルス感染症等の感染  
拡大防止策を講じていくこととしております。  
また、体調不良等の方については、マスク着用の要請や受講をご遠慮いただくこと  
もありますので、あらかじめご承知下さい。
- 9 問い合わせ先  
全国市町村国際文化研修所（JIAM）  
【研修に関すること】 教務部 TEL 077-578-5932 担当： XXXXXXXXXX  
【経費納入に関すること】 経理課 TEL 077-578-5931

# 受講証明書

団 体 名 : 京都府 木津川市

所属・氏名 : 木津川市議会 議員 山本 しのぶ

研 修 名 : 令和7年度 市町村議会議員研修[2日間コース]  
第1回「防災と議員の役割」

期 間 : 令和7年4月24日(木) ～ 4月25日(金)

上記の研修を受講したことを証明します。

令和7年4月25日

全国市町村国際文化研修所  
学 長 荻 澤 滋



# 市町村議会議員研修[2日間コース]

## 第1回「防災と議員の役割」

地震や記録的な豪雨、大型台風などによる自然災害は毎年のように各地で発生しています。住民の命と生活を守るため、日頃からの防災意識の向上、訓練や備え、助け合える関係づくり、また、行政との緊密な連携が改めて重要となっています。

本研修では、災害発生に備え、平時からの防災の心構えや地域での連携の重要性について学び、現在の防災対策に関連する諸課題や議会・議員の果たすべき役割について考えます。

後援：全国市議会議長会・全国町村議会議長会

### 開催要領

#### 日 程

令和7年4月24日(木)～4月25日(金) (2日間)

#### 場 所

全国市町村国際文化研修所 JR京都駅より湖西線約15分 唐崎駅下車徒歩約3分

#### 対 象

市区町村議会議員の皆様

2日間全日程をご受講いただける方を対象とします。途中退所や一時帰庁はできませんのでご注意ください。過去に本研修を受講された方もお申込みいただけますが、より多くの方に受講していただくため、申込人数によってはお断りする場合がございますので、ご了承ください。

#### 募集人数

60人 募集人数を大幅に超えた場合は、申込期限後に抽選等をさせていただきますので、予めご了承ください。なお、受講者の決定については、他の研修、セミナーの申込み・受講の有無にかかわらず、本研修単独で行います。

#### 宿 泊

研修所宿泊棟(宿泊型研修) ※外泊はできません。

#### 経 費

8,050円 左記金額は、研修、宿泊、食事(朝食1回、昼食2回、夕食1回)、資料等にかかる費用です。なお、事前準備・事前学習にかかる費用は含まれておりません。

#### 申込期限

令和7年3月14日(金)まで

#### 申込方法

議会事務局を通じて、JAMホームページ内「研修Web申込みフォーム」からお申込みください。

#### 受講決定

受講の可否については、開講日の約1か月前を目途に通知をお送りします。経費納入方法等の手続きについては、受講決定通知書によりお知らせします。

#### 事前課題

研修受講にあたって、事前課題に取り組んでいただく予定です。詳細は受講決定通知書送付時にお知らせします。

令和7年

4月

24日(木)

11:00~

**入寮受付・昼食**

12:30~

**開講式・オリエンテーション**

13:00~14:30

**講義 過去の災害の教訓をこれからの活かすために**

福井大学 名誉教授 特命教授 酒井 明子 氏

過去に発生した地震や台風、集中豪雨等による被害を振り返りながら、地域での連携や議員に求められること(住民への対応や避難所のあり方など)、平時からできる防災の心構えや防災対策についてお話しいたします。

14:45~15:55

**講義 平時の防災と議員の役割**

跡見学園女子大学観光コミュニティ学部まちづくり学科 教授 鍵屋 一 氏

災害への対応は平時から意識し取り組んでおくことが必要です。この時間では、後半の演習の導入として、平時から議員として取り組むべき役割についてお話しいたします。

16:10~17:40

**演習 平時の防災と議員の役割**

跡見学園女子大学観光コミュニティ学部まちづくり学科 教授 鍵屋 一 氏

防災企業連合関西そなえ隊 幹事 湯井 恵美子 氏

講義を踏まえ、平時における議員の役割について、ワールドカフェ形式による意見交換を行います。

18:00~

**交流会** 夕食を兼ねて、ともに学ぶ受講者同士の親睦(情報交換・交流)を深めます。

9:00~10:10

**事例紹介 令和6年能登半島地震における対応と取組**

石川県能登町議会 議長 金七 祐太郎 氏

コーディネーター:

跡見学園女子大学観光コミュニティ学部まちづくり学科 教授 鍵屋 一 氏

令和6年能登半島地震の被災地の現在の状況、震災後に議会として対応されたこと、議員としての活動内容についてお話しいたします。

また、鍵屋氏にはコーディネーターとして、専門的な知見からご意見をいただきます。

10:25~13:50

**講義・演習 災害時、復旧・復興期の議員の役割**

跡見学園女子大学観光コミュニティ学部まちづくり学科 教授 鍵屋 一 氏

防災企業連合関西そなえ隊 幹事 湯井 恵美子 氏

災害時および復旧・復興期における議員の役割についての講義後、グループに分かれて意見交換を行い、議員として何ができるかについて考えます。

14:00~14:45

**講義 ふりかえりとまとめ**

跡見学園女子大学観光コミュニティ学部まちづくり学科 教授 鍵屋 一 氏

防災企業連合関西そなえ隊 幹事 湯井 恵美子 氏

14:45~15:00

**閉講・事務連絡**

令和7年

4月

25日(金)

● 研修内容については、都合により変更になることがありますので、予めご了承ください。なお、研修についての最新情報は、JIAMホームページをご覧ください。

JIAMメールマガジンのお知らせ

当研修所では、メールマガジンを発行しています。各研修に関する最新情報などを定期的にお知らせします。ぜひご登録ください。読者登録は、JIAMホームページで受け付けています。

別紙7 (研修・会議費)

## 研 修 会 等 報 告 書

令和7年 4月 28日

木津川市議会議長 長岡 一夫 様

会 派 名 無会派  
会派代表者  
又は  
議 員 名 山本しのぶ

日 時	令和7年4月24日(木)13時00分～令和7年4月25日(金)17時00分
研修等内容	防災と議員の役割
会 場	全国市町村国際文化研修所
参加者氏名	山本しのぶ
報告内容	<p>【4月24日】</p> <p>●「過去の災害の教訓をこれからは活かすために」福井大学 名誉教授 酒井明子氏</p> <p>関東大震災、阪神・淡路大震災、東日本大震災の調査結果で明らかになった課題が解決されていない。100年前も今も、中長期支援、民間企業等との連携、要配慮者支援、福祉の強化、在宅支援、地域連携の課題が解決できていない。真に支援が必要な対象者を特定するためには、戸別避難計画の策定が必要である。</p> <p>《わたしの考え》</p> <p>災害発生時、家が倒壊・半壊した場合は、避難所が頼りとなります。平常時に、避難所での要配慮者（高齢者、妊産婦、子ども）の方々への対応を考え、要配慮者の皆さんの尊厳を守る避難所運営を考えておくことの大切さを改めて認識しました。</p>

●「平時の防災と議員の役割」跡見学園女子大学 まちづくり学科教授、  
内閣府 被災者支援あり方検討会座長 鍵屋一氏

過去に日本で起こった大地震を確認。大災害は忘れる前にやって来ている。国難地震の発生確率（30年）は、南海トラフ地震（M8級）80%、首都直下地震（M7級）70%、どちらかが発生する確率は94%。国難地震の発生確率（10年）、南海トラフ地震（M8級）30%、首都直下地震（M7級）33%どちらかが発生する確率は53.1%。今、備える必要があります。

そして、1923年（関東大震災の発生時）の平均寿命は、男41歳、女43歳。2023年の平均寿命は、男81歳、女87歳。高齢化が進み続けています。障がい者は、25年間で約62.5%増。自治体職員は、25年で16.5%減。脆弱な人々も安全安心な避難生活や自立ができる政策が必要。

《わたしの考え》

過去の歴史と科学の進歩で、ある程度地震の予想ができる時代となりました。

酒井明子教授の資料には、南海トラフ巨大地震は、「2035年+-5年」との予測があります。今から備える必要があります。

●ワークショップ「平時の防災」

鍵屋一教授・防災企業連合関西そなえ隊幹事 湯井恵美子氏

「岩手県大槌町幹部職員の話（災害エスノグラフィ）」を読んで、行政は平時に何をしておくべきかを考えるワールドカフェで話し合いました。

（大槌市は、東日本大震災の津波で壊滅的な被害を受けました。住宅や市街地の52%が浸水し、町は一時的に外部から孤立した状態になりました。）

《わたしの考え》

大災害時に行政が効果的な対応をするために、平時にするべき重要なことは、

① 住宅の耐震化（家具止め）が重要 ⇒直下型の兵庫県南部地震による神戸市内の死者の死因の約83%が建物倒壊等によるものだった。

② 要配慮者支援対策を平時に ⇒岩手県山田町の知的障がい者施設では、一般の避難所に入れず、自力で避難所を開拓し、3か所の集団移転を余儀なくされました。

③ 防災教育 ⇒ 職員、議員は、災害エスノグラフィにより追

体験することで、災害時に起こりえる課題に事前に気づき取り組む必要がある。

④ 災害別の実践的な防災訓練 ⇒ 避難所運営を想定した実践的訓練をしておくことで、災害発生時、職員が寝る暇もなく倒れてしまうような状態にならないようにすることが可能になる。

#### 【4月25日】

●「令和6年能登半島地震における対応と取組」能登町議長 金七祐太郎氏

電気、ガス、水、通信全てのインフラ機能が失われた状況で。そのことを外部に伝えることもできなかった。電話は地震発生後6日目から復旧、9日目からタブレットが使用できるようになった。議長が災害対策本部からの被害情報をタブレットに掲示、議員は、各地域においてできる支援を行うように通知。水、食料が2日目でなくなり、不足した。トイレと水と食料は3日分の十分な備蓄が必要だった。スピーディーな決定ができるように、復興特別委員会は設置せずに町議会連絡協議会で対応。能登町は、今も技術者等他自治体の支援を必要としている。

#### 《わたしの考え》

実際の状況を聞いたことは、とても貴重な学びになりました。3日分の食料は、府の支援を含めずに用意する必要があると感じました。また、能登半島から各市町村の支援が終了しているが、実際には、まだ自治体技術者等の支援が必要な状況であると知りました。

●「災害時、復旧・復興期の議員の役割」

鍵屋一教授

個別避難計画の効果は、計画そのものより、計画を作るプロセスでつながりを作ることが助かる可能性を上げる。個別支援計画の本当の狙いは、平時も災害時も支え合える社会をつくる手段。福祉施設は福祉避難所に。熊本市は、地震後、特別支援学校を「福祉子どもの避難所」に指定、整備した。

《わたしの考え》紙の計画（個別避難計画）を作成した後、利用・更新しないとただの紙でしかない。

訓練時に活用をする必要があると思います。

●ワークショップ「災害時の議会・議員活動」鍵屋一教授・湯井恵美子  
幹事

「宮城県東松島市議会の話（災害エスノグラフィ）」を読んで、大災害後、議会や議員は何ができるのか。平時には、何をしておくべきかをワールドカフェで話合いました。（東松島市は、東日本大震災で沿岸域全体が津波に襲われ、建物の65%が浸水し、1,110人が亡くなり、現在も23名が行方不明。）

《わたしの考え》

災害時に「議員」がすべきことは、①被害情報の収集（窓口は議長に一元化）・災害対策本部情報等の住民への提供 ② 地域支援活動 ③国等関係機関への要望活動 ④視察の受入⇒議員が視察を受け入れることで、執行部の負担を軽くしつつ、外部支援の確保を図る。

災害時に「議員」がしてはいけないことは、①行政職員を威嚇に②支援者への利益誘導③行政批判

復興時に議会がすべきことは、復興時はまちの未来形成時期、執行機関任せにしてはいけない。

災害時における「議員」の心構えや連絡方法や基本的行動形態について、「議会BCP」の中で決めておく必要がある。